

令和3年度税制改正について

(法人県民税、法人事業税、特別法人事業税)

I 電気事業法の改正に伴う所要の税制措置

1 災害復旧交付金に係る控除措置 (令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用)

電力広域的運営推進機関が交付する災害復旧交付金（または災害等扶助交付金といい、電気工作物の災害その他の事由による被害から復旧に関する費用の一部に充てるもの）について、電気供給業を行う法人事業税の課税標準である収入金額から控除される収入金額とすることとされました。

2 配電事業・特定卸供給事業の創設による課税方式及び分割基準について

(令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用)

創設された配電事業及び特定卸供給事業について、これら事業に係る法人事業税及び特別法人事業税について、下記のとおり課税方式及び分割基準が定められました。

事業分類	課税方式			
	法人事業税			特別法人事業税
配電事業	〈収入割〉 1.0%			基準法人収入割額 × 30%
特定卸供給事業 《資本金1億円超の普通法人》	〈収入割〉 0.75%	〈付加価値割〉 0.37%	〈資本割〉 0.15%	基準法人収入割額 × 40%
特定卸供給事業 《資本金1億円以下の普通法人等》	〈収入割〉 0.75%	〈所得割〉 1.85%		基準法人収入割額 × 40%
事業分類	分割基準			
	課税標準の3/4		課税標準の1/4	
配電事業	発電所に接続する一定の電線路の電力容量 (ない場合は事務所等の固定資産の価額により分割)		事務所等の 固定資産の価額	
特定卸供給事業	発電用固定資産の価額 (ない場合は事務所等の固定資産の価額により分割)		事務所等の 固定資産の価額	

II 付加価値額における賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において、新規雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2%以上のとき、控除対象新規雇用者給与等支給額を付加価値割の課税標準から控除できることとされました。

(なお、連結申告法人は、連結申告法人ごとに要件を満たさなければならないとされています。)

III 地方税関係書類における押印義務の廃止について

提出者等の押印を求めている地方税法施行規則において定められた様式等の地方税関係書類について、押印を不要とすることとされました。(令和3年4月1日より施行)